

障害者の登山に関する課題と展望

池 谷 航 介 (国立大学法人岡山大学学術研究院共通教育・グローバル領域准教授)
(岡山大学ユネスコチェア・副チェア)

1. 障害者の登山に関する問題

(1) 根源的な問い

国連（2015）で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）のもと、「誰ひとり取り残さない／No one will be left behind」というスローガンは、日本でもコンセンサスが浸透してきている。人種や思想、障害の有無等といったことに関わらず、全ての人に対して様々な参加を保障するという理念自体に異論を述べる者は少ないだろう。

しかしながら、全てのアウトドア活動において、「誰ひとり取り残さない」参加が保障できるかというと、どうだろうか。

特に登山等、通常の参加でも多かれ少なかれ危険を伴う行程があるものについては、そもそも想定範囲を超えているという意見が大勢を占めるのではないかと考える。例えば歩行困難がある場合の代替方法として、予算に糸目を付けず現代的なテクノロジーを駆使すれば、もしくはサポート人員を必要なだけ配置すれば、コースを周遊して目的の地点へ近づけるかもしれない。けれども、真の価値は、急峻な岩稜、激流の渓谷、深い海洋、様々な困難さを自身の体力や技術で乗り越えるプロセスと切り離すことはできず、それがアウトドア活動に勤しむ人々を惹きつけて止まない本質であるといっても過言ではない。当然ではあるが、行程が極地になればなるほど弛まぬ体力づくりと技術の研鑽が基礎要件として求められ、心身に何らかの障害がある場合は大きな障壁となってしまう。つまり、ヘリコプターやモビ

リティを使うなり、大規模なチーム編成を行ってサポートを得るなり、VR映像に没入するなりといった方法で行程中の景観等にアクセスすることができたとしても、プロセスから得られる価値の享受が困難なことは自明であるといえる。それゆえ、多くのアウトドア活動において、暗黙に基礎要件をクリア可能な心身の状態にある者のみが参加対象の想定内であり、排除的な条件がわざわざ明記されておらずとも、その状態にない者が長らく「蚊帳の外」であったことは否めない。もちろん、日本においてもいくつかの障害当事者等による挑戦は散見されてきた。詳しくは2章で後述するが、学術論文に限定してもいくつもの取組に当たることができるし、その他の文献や記事、あるいは記録にない実践も含めると、さらに多くの挑戦があったことと推察される。しかしながら、アウトドア活動において多様性の包摂が着々と進んできたわけではなかった。この理由は、チームの編成、特殊な機材の用立て、それに伴う必要な予算といったことが条件化してしまうためであると考えている。障害者の登山史において挑戦に踏み出した個々人の努力には敬服するし、自己あるいはチーム内で得られたものも相応の価値を生起したと思料するが、「蚊帳の外」であった人々に「近々始めてみよう」という現実感を提供するものであったかという点、その限りではなかっただろう。

少し機運が変節してきたのは2010年代以降ということになる。特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立した2013年から、2024年の一部改正施行に至る期間において、「日常生活や

2. 登山界の現状と課題

社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である」(内閣府、2023)という参加機会の均等が法令として示されたことが大きかったといえる。

アウトドア活動に限らず、全ての社会参加において(入門者がいきなり上級コースに立ち入ることはないにせよ)希望者には等しく門戸は開かれている。「できないのではないか」、「前例がない」といった予断を排しつつ、障害ゆえに入門すら制限される状況があるならば是正する必要があるだろう。直ちに高山の頂に至ることができるかということではなく、どのように入門を保障していくのか、また、真に全ての人が山々や自然の素晴らしさを享受できるようにするにはどのような方略が必要かについて、以下に述べる課題を踏まえつつ論考したい。

(2) 自然地域におけるユニバーサルツーリズム推進に関する課題

国連によって「誰もが参加できる観光」の促進が提唱されたのは1999年に遡る。同年に採択された世界観光倫理憲章(1999)では、環境や文化遺産への影響を軽減しつつ観光産業の発展を目指すための規範が示されることとなった。特にユニバーサルツーリズムに関しては「多様性に対する寛容と尊敬の態度」(1条)、「子供、高齢者、体の不自由な方々、少数民族、及び先住民族に関する人権については、特に促進すべき」(2条)、「家族、青少年、学生、高齢者による観光と体が不自由な方のための観光は、奨励され、円滑化が図られるべき」(7条)、「過剰な手続きや差別を受けることなく、観光と文化的な場所へ訪問できるべき」(8条)等、複数の条項において言及が見られる。2007年には国連機関を中心としたグローバル・サステナブル・ツーリズム協議会が発足し、憲章の理念をより具体化する意味で「持

続可能な観光の国際基準(GSTC-D)」が制定される。日本ではこの国際基準に準拠すべく、観光庁・国連世界観光機関駐日事務所(現アジア太平洋地域事務所)(2020)は「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」を刊行し、「B8多様な受入環境整備」の項においてユニバーサルデザインの普及や障害者に対する配慮の必要性についての示唆を行っている。

他方、自然地域へのツーリズムにおいては、同憲章の「生態系や生物多様性を保全し、野生動物の絶滅危惧種の保護に資するように、設計され、計画されるべき」(3条)という「保全・保護」と観光産業を進捗させる「開発」とのバランス保持が重要事項とされてきた。ありのままの自然にこそ観光資源として高い価値が存在するが、人々の受け入れのために開発が進むとその価値が減衰するといったジレンマに対し、科学的な根拠に基づいてオーバーツーリズムを制限する試み等が各地で実施(例えば奈良県西大台ヶ原エリアや沖縄県西表島)されてきている。しかし、ここにユニバーサルツーリズムという観点を加えると、自然地域の「保全・保護」と「(段差を埋めたり舗装したりといった)開発」との間で、さらなる葛藤状態を孕むことになる。「誰ひとり取り残さない」と標榜するだけならたやすいが、実際問題として自然地域のアクセシビリティを検討した場合、「誰」が「どの基準」でバランスを判断するか(あるいは、その判断が持続的に正しいものとなるか)、双方の落としどころを見出しにくいといった課題がある。

(3) 安全配慮義務を踏まえた主催者(指導者)責任と専門性の担保に関する課題

登山ツアー等を主催あるいは指導する場合、参加者の安全について十分に配慮する義務(安全配慮義

務)が生じる。主催事業中に生じる可能性がある危険を予見する義務(予見義務)及びその危険によって生じる結果を回避する義務(結果回避義務)も求められ、その義務を怠ると過失責任が問われる場合がある。

上野(2022)は、「危険を承諾して参加しているのであるから、内在的危険が現実化した場合には、その責任はスポーツやレジャーをすると決めた本人が引き受けるべき」との考え方があるとして参加者にも一定の自己責任を示しつつ、指導者は「当該スポーツの参加者の安全にも気を配り、参加者の生命身体を保護し、事故が発生しないように配慮するという安全配慮義務を負」っており、その義務範囲は「①指導者と参加者の関係、②参加者の特性、③当該スポーツが持つ危険性、④当該スポーツを行う具体的状況」等を考慮して定められると述べている。

具体的な判例としては、初修者に対するダイビング講習会溺水事故において、指導者が「5秒から7秒」目を離したことに對し、現場の見通しやその他参加者の状況を検証した上で、「受講生の動静を常に注視し、受講生に異常が生じた場合には直ちに適切な措置や救護をすべき義務に違反した過失」を認めたものがある(岩熊法律事務所、2018)。このケースの場合、主催者は参加者から自己責任であることを明記した「免責同意書」を取得しており、書面には死亡を含む責任を主催者や指導者が負わないことに同意する旨も記載されていたが、「無効」が言い渡されている。

これらの司法判断を踏まえ、障害者の登山について検討した場合に、以下のような課題が考えられる。

まず、主催者の義務範囲について、「参加者の特性」と「当該スポーツが持つ危険性」が判断材料とされるという点である。障害ゆえに危険性が高まると予見される場合、催行には常に高度の安全配慮義務

が求められることとなり、字義的に捉えると「予見できる以上、責任を負うことはできない」といった催行萎縮が生じる懸念がある。

次に、結果回避義務に対応するための体制整備について、障害に応じた医療や介助の専門性を予め準備しておく必要性が問われるとするならば、専門人員の配置(あるいは主催者が専門知識を有すること)が困難な場合は催行を見合わせざるを得ないといった懸念もある。

(4) 小括

障害者の登山は、「誰ひとり取り残さない」という国連理念や、全ての事業への参加に係る合理的配慮の提供義務という法令を踏まえると、抜本的な整備を行うべき時節に来ていると考えられるが、上記1.(2)で述べた「保全・保護」と「開発」のバランスに関する課題、1.(3)で述べた安全配慮義務との関連や障害に対する専門性の不足による催行萎縮という課題がボトルネック化しかねないことを指摘しておきたい。また、1.(1)で述べた通り、障害者のアウトドア活動参加は想定外であるということに陥穽してしまっているのは、実のところ主催者側だけではなく、間接的に障害当事者自身もそうである。メディアで目にする障害者の挑戦は素晴らしいが特別な存在であり、自身にとって明日からできる一歩目のモデルケースはなかなか探し当らない。この双方の陥穽をいかにして埋めていくのかといったことが、喫緊に必要なことであるといえよう。

2. 障害者の登山に関する実際

(1) 黎明期(1970年代~1980年代)

これまでに刊行された登山に関する学術論文等を遡ると、日本の登山史にあえて顕在的な形で障害者と明記するものが登場するのは1970年代以降であり、

2. 登山界の現状と課題

これは国連による1975年の「障害者の権利宣言」、1981年の「国際障害者年」、1983年からの「障害者の10年」といった社会的な機運醸成が影響しているのではないかと推察される。

聴覚障害者の登山団体としては1972年に東京ろうあ者山の会が結成されているが、創設期の1981年にキリマンジャロ（5,895m）登頂の後、1984年クック山（3,724m）挑戦時には、障害を理由に危険があるとして、強制下山命令という事態があったことも記録（松永・大森・花田・和田・原・斎藤、1994）にある。視覚障害者の団体としては1982年に結成された六つ星山の会が最古ではないかと網干（2023）は述べており、その後車椅子ユーザーによる富士山（3,776m）登山（古市、1985）、1987年にはがん患者を対象としたモンブラン（4,807m）への挑戦（伊丹、1994）、同じく1987年に両下肢切断者が装具を着用して登山を行った報告（森井・嶋田・若原・小野田・神谷、1987）がある。この時期の文献に見る障害者の登山は、障害があっても果敢に挑戦するというものが多く、障害ゆえにできないとされがちな事項について、障害者であることを明示した上で可能性を証明していくといった文脈が共通していると考えられる。

(2) 発展期（1990年代以降）

他方、上記のようなエクスペディション的な障害者登山ではなく、1990年代になると日本キャンプ協会の障害者等を対象としたモデルキャンプ（石田、2006）や、1993年の生駒らくらく登山歩道の整備（古谷・黒瀬・油井・赤坂、1999）等、これまで登山やアウトドア活動に興味はあってもなかなか機会がなかった層に対する働きかけが散見されるようになる。また、1999年には月刊誌「山と溪谷」（山と溪谷社、1999）において「障害者の山登り」という特集が組

まれ、国内外の事例紹介や障害者と支援者による座談録が掲載されている。一覧にある「障害者のための山岳会」は15団体（知的1 視覚5 聴覚3 総合6）、「障害者が会員として活動している山岳会」は24団体（視覚2 聴覚2 肢体11 病弱1 言語1 総合7）、「障害者登山を支援している山岳会」は6団体（知的1 視覚3 総合2）と、形態や障害種別を見てもこの時点でかなり横断的かつ拡大していることが確認できる。

2000年代に入ると、2001年に日本山岳会東海支部がSON（スペシャルオリンピックス日本）の支部団体と共同で知的障害者とサポーターによる道ヶ岳（906m）登山を実施（前田、2023）し、2004年には認知症や知的障害者、精神障害者を対象としたキャンプ実践について記録（石田、2006）がある。2011年からは埼玉県障害者スポーツ協会と日本山岳会埼玉支部が共同で「ふれあい登山」の取組（高橋、2023）を開始するが、山岳会としては障害者との活動経験が乏しい当初、「引率し、教えなければ」という考えであったものの、次第に「ともに楽しもう」とする気持ちに変容したという言葉から、身構えずに多様性を包摂していった経緯が窺える。この報告の中では、家族や障害者スポーツ協会が障害の特性を把握していることを基盤に、山岳会が登山技術の専門家としてサポートを行うことが「極めて有効」であることが示されている。橋本（2023）は、2002年より発足したがん体験者とともに歩む登山サークルを「がん体験者、医療サポーター、山行サポーターの三者」による活動であると述べており、障害や疾病に関する専門側と活動内容に関する専門側の協働が重要であることが、複数の取組において示唆されていることは興味深い。また、高橋（2023）は、障害者と接する機会が得られるという意味で山岳会員にとっても「ニーズの一致する」取組であったこ

とを強調している。このことに関連して益子・相羽（2017）は、障害者とともに登山等の活動することにより、障害分野の専門知識がなくてもサポートできること（カジュアルサポート）を経験し、「対等な人間関係」の実感が高まると指摘しており、草鹿・榊原・油井・上家（2019）は介護登山の活動によって障害者及び支援者双方のやる気向上や抑うつ状態の改善が見られたと報告している。

以上のように、1990年代以降は自分事として参加をイメージできるような取組や、支援者その他がインクルーシブな活動を経験することで得られる効果等に着目した研究が見られるようになってくる。2020年代に入り、未曾有のコロナ禍という経験を挟み、先述した法令の整備等に応ずる形で2023年の三浦雄一郎氏による富士登山記録（三浦、2024）や作業療法士と登山ガイドの協働による自然を生かした作業療法の効果に関する論考（守岡、2024）、岩岡（2025）による障害者登山のレビューといった、様々な内容の実践記録や論考が相次いで発表されており、「誰ひとり取り残さない」あり方の検討について、これまで以上に機運が醸成されつつあるのではないかと考える。

(3) 小括

本誌「登山研修」の指導あるいは指導者養成に関する歴代投稿を紐解くと、創刊当初から中高年登山ブーム、コロナ禍等、時代時代の世相を背景に、いかに指導者として人々の命を守り、それでいて自然地域の畏怖と魅力を護ろうとしてきた軌跡が垣間見られる。山岳のトップアスリートが日々の研鑽において参照すべき技術の集成と並行し、継続してビギナーや中高年の指導や支援に誌面が割かれてきた。VOL.3（1988）において小倉（1988）は、指導者が「（中高年）登山者の特徴を知る」ことにより、「山

はいろいろの楽しみ方があることを、自分で見つけ出すよう」個々に見合った指導に留意することが必要と言及しているが、この示唆は障害者の登山を支援するという文脈に置き換えても、そのまま参考とすることができるだろう。また、この章で概観してきた先行的な取組や研究の変遷から、支援者側も障害者の達成を是が非でも支えなければ、という考え方から、自分たちもともに楽しむといった、つまりよりインクルーシブなスタンスに変化してきた様子が見て取れる。

3. 今後の展望

(1) 登山参加者の多様化を安全に進めるためのモデルコース設定

近年における長野県山岳遭難データの分析（村越・山本・猪熊・北村・荒川、2025）において、相対的に「転倒・転滑落」と「病気・疲労」の割合が高かったことを踏まえ、「山のグレーディングなどのコース情報（技術的難易度）を利用して自分の体力的・技術的・精神的限界を超えないよう」に促していく必要性が提言されている。自身の状態に応じた適切なグレードで登山を行うべきであるという示唆は、障害者を含む登山参加者の多様化に際し、闇雲に高難度のコースを選択しないことによるリスク回避の側面に加え、自分自身に見合うコースで余裕をもって自然を満喫できるように導くメリットもあると考える。そこでグレーディングの階層として、単に技術的な部分で低難易度であるというだけではなく、多目的トイレ等の必要拠点を備え、目的地到達以外の楽しみ方やスローペースだからこそ体験できる見所等を包含した「アクセシブル・グレード」コースの検討を提案したい。「アクセシブル・グレード」コースの着想に至る探索的な実践として、池谷・原田・楠（2025）は2024年5月から2025年7月にか

2. 登山界の現状と課題

け、日本の世界自然遺産地域（知床、屋久島、西表島）におけるアクセシブルなモデルコースの検討を実施した。この実践研究ではトイレの設置や交通インフラとの接続性といった観点に加え、周遊にどのような魅力や付加価値があるかといったことを項目化し、コースを選定していった。各地でこのようなコースを見出し、ミニマムな部分からであっても誰もが入門しやすい情報の提供ができれば、「次に訪れる誰か」を誘うことにつながるだろう。

(2) 環境開発（アクセシブル）と機器開発（アダプティブ）の統合的アプローチ

また池谷・原田・楠（2025）では、「アスファルト舗装やスロープ敷設といった整備を最小限に限定した上で、通常の車椅子では移動が困難な不整地であってもアクセスできる手段」として、複数のタイプのアウトドア型車椅子等機器を考慮に加えつつ、モデルコースの検討を行っている。自然環境の「保全・保護」とユニバーサルツーリズムをバランスよく両立するためには、全ての移動動線において環境開発（アクセシブル）と機器開発（アダプティブ）の双方から検討することが重要であると考ええる。なお、これらはもちろん自然地域におけるユニバーサルツーリズム実現を主たる目的とするものではあるが、見出された知見は副次的に各地の防災・減災のノウハウに転用できると想定している。上記のアプローチにより、山岳等の自然地域において障害者を含む参加者が往来できるような体制構築は、万一の災害で国土が不整地に戻ってしまった場合のレジリエンスにもなり得ると考えている。

(3) 地域ごとのグラデーションを活かした横断的連携

自然地域は都市とは違い、アクセシビリティに関する汎用の手立てがおしなべてどこの地域にも使え

るわけではなく、3. (2) で述べたように、特に山岳地帯では路面や傾斜、気候、様々な条件に応じて環境と機器の双方を調整する必要がある。その結果、各地で「アクセシブル・グレード」のコースが設定できたとしても、ひとつの地域で全ての多様性に対応するのではなく、地域間、あるいは実施イベントやツアーレベルで主催者同士が連携することにより、どの地域のどのコースあるいはツアーであれば個々の障害等の状態とマッチングが良いのか、といった情報の共有及び発信ができるよう、横断的なネットワークが構築できれば望ましいのではないかと考える。例えば神戸市では、ユニバーサルなアウトドアアクティビティに関して公式観光サイト内でポータルを準備している（神戸観光局、2025）。このポータルでは複数のイベントや事業を見比べることができ、なおかつ主催者同士は定期的な情報交換を行っており、相互の事業内容を把握しているため、参加者はどこへ問い合わせても、自分に見合ったアクティビティに出会いやすいという構造になっている。これまでのユニバーサルツーリズムは、1地域あるいは1主催者でいかにして多様な対応を準備するのかといった検討に終始することが多かったが、今後、地域ごとと主催者ごとはそれぞれに特色を尖らせ、地域と地域あるいは主催者と主催者の連携によるネットワーク単位でワイドな対応ができれば、非常に効率的ではないだろうか。

(4) 総括

国連世界観光機関（英語版2021、日本語版2024）によって「自然エリアでのアクセシビリティの確保とインクルーシブツーリズムの開発状況（優良事例集）」が刊行され、世界の先行事例が取り上げられているものの、「解決策を提供しているプロジェクトやアクセシブルな地域はまだそれほど多くはない」と

いった言及もなされている。特に「自然エリアはその特性上、アクセシブルにするのが特に難しいことを考慮し、自然エリアにおける観光開発をより包摂的で誰にとっても利用しやすいものにするについて、認識を高める必要性」があると総括されており、良く言えば世界的に見ても今後の発展が希求されている、悪く言えばあまり多くの人の視野に入っていない事項であるといえる。自然とアクセシビリティはそもそも背反しており、ユニバーサルツーリズムを自然地域で実施するにあたり、参加者側や地域・主催者側、あるいは双方に対し、属人的な努力や予算、人員といった負担が強いられてきたことは否めない。これらを踏まえ、本稿では過度の属人化を防ぎ、持続的な取組を目指すことができるよう提言している。各地域のユニバーサル化に係る一助となれば幸いである。

【引用文献】

国連（2015）我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（A/70/L.1）（外務省仮訳）

内閣府（2023）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）

国連世界観光機関（1999）、世界観光倫理憲章（日本語版）

観光庁・国連世界観光機関駐日事務所（2020）「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」

上野園美（2022）ダイビングに係る法的責任を知る 第3回障がい者ダイビング学術及び指導者研究会配布資料、pp4

岩熊法律事務所（2018）スキューバダイビング講習で「責任を追及しない」との書面を提出していた場合の損害賠償請求 2018.10.26 <https://>

kumaben.com/scuba-diving1/（閲覧日2026.1.7）

松永・大森・花田克彦・和田一郎・原久美子・斎藤惇生（1994）追加発言 登山医学 14（1）、pp 65-72

網干勝（2023）障がい者登山の楽しみ（「山仲間アルプ」の登山活動）、登山研修VOL.38、pp 85-88

古市義雄（1985）車椅子の挑戦：車椅子全国縦断・富士登山の記録、銀河書房

森井和枝・嶋田勝英・若原宣彦・小野田英也・神谷成仁（1987）スポーツを楽しむ切断者の人々 理学療法学14、pp215

伊丹仁朗（1994）モンブランの雷—7人のガン闘病者と登山して— 登山医学14（1）、pp38-43

石田易司（2006）精神障害者のための野外活動—日本での実践の試み— 桃山学院大学社会学論集 40(2)、pp67-82

古谷勝則・黒瀬毅・油井正昭・赤坂信（1999）自然公園における肢体不自由者に対応した歩道に関する研究 ランドスケープ研究62（5）、pp693-698

山と溪谷社（1999）山と溪谷765（4）、pp148-170

前田隆久（2023）障がい者支援登山に関する取り組み—全ての人に、登山の楽しさと恵みを—、登山研修VOL.38、pp30-35

高橋努（2023）埼玉県障害者スポーツ協会との共同開催による障がい者登山支援、登山研修VOL.38、pp26-29

橋本しをり（2023）がん体験者と共に歩む登山サークル フロント・ランナーズ・クライミング・クラブ（Front Runners Climbing Club以下FRCC）の活動について、登山研修VOL.38、pp 145-151

2. 登山界の現状と課題

- 益子徹・相羽大輔（2017）登山体験を通じたカジュ
アルサポート研修の有効性の検討 愛知教育大
学障害児教育講座障害者教育・福祉学研究13、
pp23-28
- 草鹿・榊原・油井・上家（2019）介護登山のもたら
す心的効果—親友との山での再会を目指して—
登山医学39、pp100-104
- 三浦豪太（2024）三浦雄一郎 富士山から見るイン
クルーシブ野外活動の実情、登山研修VOL.39、
pp77-84
- 守岡伸彦（2024）「作業療法は、自然を生かした治療
的介入を可能とするか」—私が当研究会に入会
した理由— 作業科学研究18、pp92-95
- 岩岡研典（2025）障がいのあるひととの山登り／山
歩き～共通する考え方と現状、そして課題～
登山研修VOL.40、pp66-75
- 小倉董子（1988）実年（中高年）登山者の実態 体
験レポートから、登山研修VOL. 3、pp7-10
- 村越真・山本正嘉・猪熊隆之・北村憲彦・荒川勉
（2025）2021～2023年の長野県山岳遭難デー
タによる山岳遭難の実態、独立行政法人日本ス
ポーツ振興センター国立登山研修所、pp3-21
- 池谷航介・原田新・楠敬太（2025）世界観光倫理憲
章を踏まえたアクセシブルアウトドアツーリズ
ムの検討—世界自然遺産地域でのアウトドア型
車椅子を用いた実践を通じて— 岡山大学教育
推進機構教育研究紀要 3、pp195-208
- 神戸観光局（2025）ユニバーサルアウトドア情報
https://www.feel-kobe.jp/universal_outdoor/
（閲覧日2026.1.7）
- 国連世界観光機関（英語版2021、日本語版2024）自
然エリアでのアクセシビリティの確保とインク
ルーシブツーリズムの開発状況（優良事例集）